

## 産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書 添付書類一覧

(施行規則第12条の11第2項において準用する施行規則第5条の5第2項各号)

1	<b>埋立終了時の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</b> ・方角、寸法、工作物・構造物の材質、覆土の厚さ、覆土表面の状態等を記入し、構造基準、維持管理基準及び維持管理に関する計画に適合していることが確認できる内容とすること。 ・最終処分場及び埋立地の境界、埋立終了時までに廃棄物を埋め立てた範囲を明示すること。
2	<b>当該施設の周辺の地図</b> ・方角及び縮尺を明らかにすること。 ・公共の道路、基準点など、測地座標系における位置が確定できる構造物を含めた地図とすること。 ・最終処分場及び埋立地の境界、埋立終了時までに廃棄物を埋め立てた範囲を明示すること。
3	<b>埋立処分の終了から廃止までの間の維持管理の方法を明らかにする書類</b> 維持管理基準に適合していることを確認できる内容とすること。
4	<b>廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を埋め立てた場合は、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面</b> ・平面図及び断面図（埋め立てた範囲の全体にわたり断面の形状が明らかとなるよう必要に応じて複数の断面図により表現すること）において、寸法を記入して作成すること。 ・廃石綿等と石綿含有産業廃棄物との埋立範囲は、できる限り区別して示すこと。 ・基準点等、測地座標系における位置が確定できる構造物との位置関係を明示すること。
5	<b>廃水銀等を処分するために処理したもの（以下「廃水銀等処理物という。）を埋め立てた場合は、廃水銀等処理物が埋め立てられている位置を示す図面</b> ・平面図及び断面図（埋め立てた範囲の全体にわたり断面の形状が明らかとなるよう必要に応じて複数の断面図により表現すること）において、寸法を記入して作成すること。 ・基準点等、測地座標系における位置が確定できる構造物との位置関係を明示すること。

※ 上記に掲げるものの他、必要に応じて、以下に掲げる書類、その他最終処分場の適正な管理の確認のために必要となる書類を添付するものとする。

- (1) 埋立終了時の最終処分場の状況を示す写真
- (2) 最終処分場の廃止までの間の上面の管理方法（緑地復元等）を明らかにする書類
- (3) 下表左欄の最終処分場の維持管理において測定した下表右欄の項目の結果の記録（異状時に測定した結果についてはその後に実施した必要な措置に関する記録も添付すること。）

遮断型最終処分場	地下水等の地下水等検査項目及び電気伝導率/塩化物イオン濃度、その他異状時に測定した項目
管理型最終処分場	・地下水等の地下水等検査項目、ダイオキシン類及び電気伝導率/塩化物イオン濃度 ・放流水の排水基準等項目及びダイオキシン類
安定型最終処分場	・地下水の地下水等検査項目 ・浸透水の地下水等検査項目及び BOD